

緑の基本計画(平成29年度)の進捗状況について

【平成30年3月末現在】

資料 1

< 第6章 重点プロジェクトにおける緑づくりの方針 >

No.	基本方針	施策内容	事業名	事業内容	これまでの取組み	平成29年度の取組み	評価・課題・今後の方向性	担当課
重点プロジェクト (1)人材育成プロジェクト								
1		緑づくりに関する講習会や森林に関する学習会などを開催する。	緑の活動拠点整備事業	NPO法人北広島市森林ボランティア・メイプル主催による、市民を対象とした森林散策観察会や間伐材を利用した炭作り、燻製作りの体験学習など1年に数回の実施を継続している。(市はNPO法人へ「富ヶ岡の森」の管理を委託)	平成28年度においての実施回数は4回であった。今後も継続していく。	平成29年度は森林での育樹作業や、除間伐材を利用したものづくりなど4回の活動を行った。	ボランティア等の協力により今後も森林での活動を継続すべきと考える。	都市整備課
2	市民が緑づくりに関心を持ち積極的に参加できるような普及啓発活動事業の充実や市民ボランティア活動への支援を進めていきます。計画書p.47	市民が緑づくりに積極的に参加できるような仕組み作りに努める。	緑化推進事業	昭和58年から「花いっぱい運動」の取り組みが始まり、毎年、自治会やボランティア団体などに花苗を配布し、街区公園や街路樹樹などに植栽している。(市は北広島市緑化推進委員会へ交付金)	平成28年度は街区公園や街路樹樹などに122団体により37,930株の花苗が植栽された。今後も継続していく。	平成29年度は街区公園や街路樹樹などに122団体の協力により、34,328株の花苗を植栽した。	「花いっぱい運動」は市民が積極的に緑のまちづくりに参加できる活動であるため、今後は活動団体数の減少が見込まれるが、継続すべきと考える。	
3		森林管理などのアドバイスができる専門家を派遣できるような体制づくりに努める。	(推進事業)	森林管理などの専門的なアドバイスができる知識と経験のある「緑の推進員」を置き、緑化の推進を図る。	推進員の高齢化などにより、活動が実施できていない状況である。(休止)	推進員の高齢化などにより、活動が実施できていない状況である。(休止)	推進員の高齢化が進行しているため、新たな推進員の担い手を確保する必要がある。	
関連施策 5-5 四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にするための施策(景観構成系統)								
4		官公庁や学校などの公共公益施設については、市の木や市の花を活用しながら子どもたちなど、市民参加による緑と花のある美しいまちづくりを推進する。	緑化推進事業	昭和58年から「花いっぱい運動」の取り組みが始まり、毎年、自治会やボランティア団体などに花苗を配布し、街区公園や街路樹樹などに植栽している。(市は北広島市緑化推進委員会へ交付金)	平成28年度における公共施設等の緑化については自治会等の15団体により、花苗4,170株が植栽された。今後も継続していく。	平成29年度は公共施設等に16団体の協力により、4,120株の花苗を植栽した。	「花いっぱい運動」は市民が積極的に緑のまちづくりに参加できる活動であるため、今後も継続すべきと考える。	都市整備課
重点プロジェクト (2)花のまちづくり推進プロジェクト								
5	市民による花づくりの参加の輪を広げ、各プロジェクトと連携し花による美しいまちづくりを推進します。計画書p.48	花のまちコンクールの開催やホームページなどによる花づくり情報などの普及啓発活動を充実する。	緑化推進事業	平成6年から始まった「花のまちコンクール」により、年々庭先や事業所・公共施設などを花で飾る人や団体が増え、花による美しいまちづくりが進んでいる。	平成6～28年度までの応募件数は3,184件(個人:2,450件、団体:731件)これまで58名の花飾人が認定された。今後も継続していく。	平成29年度の応募数は64件(個人34件、団体30件)で、2名の花飾人が認定された。	応募件数の減少が著しいが、花による美しいまちづくりを推進するため、今後も継続すべきと考える。	都市整備課
6		北海道認定のフラワーマスターなどによる花づくりの担い手を育てる講習会などを開催する。	緑化推進事業	北広島花の会が主催する研修会や講習会を行っている。(市は北広島花の会へ補助金)	平成28年度には4回の研修会が行われた。今後も継続していく。	平成29年度は4回の研修会が行われた。	市民による花づくりの参加の輪を広げるため、今後も継続すべきと考える。	
7		花づくりにおける市民参加の輪を広げるための支援を継続する。	緑化推進事業	北広島市緑化推進委員会で行う事業で、市民団体等を対象とした緑化推進支援事業や協力事業を行っている。(市は北広島市緑化推進委員会へ交付金)	平成28年度は緑化推進支援事業や協力事業により町内会や自治会など25団体により7,733株の花苗が植栽された。今後も継続していく。	平成29年度は25団体の協力により、7,158株の花苗を植栽した。	花による美しいまちづくりを推進するため、今後も継続すべきと考える。	
重点プロジェクト (3)市民の森づくり推進プロジェクト								
8	森林は、私たちの暮らしに欠かせない貴重な財産であり、多様な野生生物を育むことから、市民参加と共同のもとに仁別・三島の森を「市民の森」としてまもり育てていきます。また、富ヶ岡の森を緑の活動拠点と位置づけ、市民や森林ボランティアの体験学習や活動の場として整備していきます。計画書p.49	仁別・三島の森については、林道改良や治山事業を行い水源涵養保安林としての森林整備を推進する。	森林保全活用事業	現在、平成20年度から北海道が事業主体となり林道三別沢線の改良工事が行われている。	平成20年度に着工し、平成28年度までに5,885mについて整備済み。平成29年度以降676mを施工予定(総延長7,521mのうち施工計画延長6,561m)。	平成29年度は実施していない。	林道三別沢線の改良工事は、平成30年度に676mを整備し、完了する予定である。	都市整備課
9		森林とのふれあい体験学習など森づくりを実践する機会をつくる(「富ヶ岡の森」p.33)。	緑の活動拠点整備事業	緑陽中学校の里山体験学習として春季に下草刈、秋季には枝払いを行う。	平成18年度から「富ヶ岡の森」を緑陽中学校の里山体験学習の場として毎年活用している。今後も継続していく。	平成29年度は、「富ヶ岡の森」で緑陽中学校の里山体験学習として、春季に下草刈、秋季に枝払いを行った。	里山体験学習を実践するため、今後も継続すべきと考えるが、より一層森づくりを実践できるような活動となるよう活動場所の見直しの検討を要する。	
10		植樹祭や自然学習会などの交流事業を計画的に実施する。	緑の活動拠点整備事業	市民植樹祭については、森林ボランティアの協力のもと「富ヶ岡の森」において実施する。	平成24年度まで継続して実施してきたが植樹予定箇所への植樹が終了したため、平成25年度からは事業を行っていない。今後においては、植樹する場所の確保ができないため行わない。(終了)	植樹予定箇所への植樹が終了したため、平成25年度からは事業を行っていない。(終了)森林ボランティアによる自然学習会が年に数回行われており、富ヶ岡の森を活動の場として提供している。	植樹予定箇所への植樹が終了し、今後、新たに植樹する場所の確保もできないため実施しない。今後も、自然学習会の活動の場として富ヶ岡の森を提供していく。	
重点プロジェクト (4)南の里地区緑地保全プロジェクト								
11	地区の中心となる南の里地区の森林と周辺の樹林地については、今後も、市民の憩いの場として活用し保全していきます。計画書p.50	北海道と市が所有する約183haについて、平成17年度に特別緑地保全地区に指定、今後も、良好な自然環境の保全に努める。	(管理業務)	平成20年度より北海道から受託した管理業務を実施している。また、林道の巡視などの業務を委託している。今後も継続していく。	平成20年度より北海道から受託した管理業務を実施している。また、林道の巡視などの業務を委託している。今後も継続していく。	平成29年度は、散策道の巡視、草刈や清掃の維持管理業務を委託した。	良好な自然環境の保全に努めるため、今後も継続すべきと考える。	都市整備課
12		特別緑地保全地区に指定した区域については、平成19年度に一部散策路等が整備され、今後は、市民が豊かな自然と身近にふれあえる施設として維持管理に努める。	(管理業務)	平成20年度より北海道から受託した管理業務を実施している。また、林道の巡視などの業務を委託している。今後も継続していく。	平成20年度より北海道から受託した管理業務を実施している。また、林道の巡視などの業務を委託している。今後も継続していく。	平成29年度は、散策道の巡視、草刈や清掃の維持管理業務を委託した。	良好な自然環境の保全に努めるため、今後も継続すべきと考える。	
13		緑地保全地区周辺の民有林のうち、道条例に基づき環境緑地保護区域は地域指定により引き続き保全し、その他については所有者の理解、協力を得ながら保全に努める。	(管理業務)	緑地保全地区周辺の民有林についても道条例や所有者の理解、協力を得ながら保全に努める。	環境緑地保全地区については、道条例に基づき指導しているが、周辺の民有林については維持はされているが、所有者との協力体制の構築には至っていない。(未実施)	平成29年度は民有林の所有者との協力体制の構築には至っていない。	現状民有林は保全されているが、今後の民有林の状況に応じて、所有者との協力体制の構築を検討することが必要と考える。	

No.	基本方針	施策内容	事業名	事業内容	これまでの取組み	平成29年度の取組み	評価・課題・今後の方向性	担当課
重点プロジェクト (5)レクリエーション拠点充実プロジェクト								
14	各地区の交流を促すレクリエーション拠点の充実を周辺の自然環境に配慮しながら進めるとともに、拠点と各地区の自転車道によるネットワーク化を進めます。計画書p.51	総合運動公園の施設整備を推進する。	運動広場整備事業	整備に向けた調査・検討中	今後も調査・検討を継続していく。	総合運動公園への日本ハムファイターズ新球場誘致に向け、平成29年4月から平成30年3月までの間、合計13回(平成28年度と合わせ、合計17回)の協議を実施し、平成30年3月26日に新球場建設候補地が総合運動公園に決定した。	(株)北海道ボールパークとともに、平成30年7月24日から8月1日までに市内5地区で市民説明会を開催し、ボールパーク構想推進の経過と進捗についての説明を行った。今後、市ではアクセス方法の検討や公園整備に係る各種調査、(株)日本ハムファイターズ及び(株)北海道ボールパークでは新球場のデザイン選定等を行い、官民連携による新球場建設の決定へ向けた取り組みを行う。	ボールパーク施設課
15		レクリエーション拠点と各地区を結び、サイクルネットワーク整備を検討する。	サイクルネットワーク構築事業(活用)	札幌恵庭自転車道を軸に「道央馬追サイクルネットワーク構想報告書」(平成20年度作成)に基づき、関係市町と連携などについて協議を行い、自転車交通の利用を促進する。	現在、実施には至っていない。平成29年度以降も協議は継続していく。	現在、実施には至っていない。	実施協議などの進展はない。2018推進計画から事業削除を行った。	企画課
16		道道札幌恵庭自転車道線の延伸整備を推進する。	(整備事業)	北海道が主体となり、道道札幌恵庭自転車道の延伸整備を行う。	現在、北広島市内の延長約14.5kmの内11.5km(約79%)が供用されている。平成29年度以降も整備の推進を図る。	市において関係機関(JR、公安委員会)との協議を行い、実現に向けたルートの調整を図った。	延伸ルートについては、平成26年に一部開通して以来、整備が進んでいないので、平成30年度以降も整備の推進を図る。	庶務課
17		平成16年度に「学習の森」、平成17年度に「水辺の広場」を整備、今後も、市民の休憩・休息の場としての活用を図る。	(管理業務)	「学習の森」「水辺の広場」に設置されているバイオトイレについては、指定管理者による維持管理が行われている。	利用状況：平成28年度利用者数(「学習の森」1,674名、「水辺の広場」1,340名)今後も市民の休憩・休息としての場として活用をされるよう維持管理を継続していく。	利用状況：平成29年度利用者数(「学習の森」1,855名、「水辺の広場」1,284名)	今後も市民の休憩・休息としての場として活用をされるよう維持管理を継続していく。	都市整備課
重点プロジェクト (6)北広島駅周辺地区緑づくりプロジェクト								
18	緑豊かな本市の顔として、緑の演出によるやすらぎやうらやましい空間づくりを進めます。計画書p.52	都市の顔として魅力を高めるため、「くろみ公園」(平成16年度)、「どんぐり公園」(平成17年度)を整備し、「駅前西口公園」(平成20年度)を再整備した。今後も、まちの顔である公園として管理を行う。	(管理業務)	3箇所の公園について、指定管理者による草刈等を実施する。また、「くろみ公園」、「どんぐり公園」については公園等里親制度を活用し、市民団体等ボランティアによる公園内のゴミ拾いなどを行う。	公園の整備後については毎年指定管理者による草刈等を実施、その内2箇所についてはボランティアによるごみ拾いなどの管理も行われている。今後も継続していく。	公園の整備後については毎年指定管理者による草刈等を実施、その内2箇所についてはボランティアによるごみ拾いなどの管理も行われている。今後も継続していく。	今後も、指定管理者制度と里親制度の共同により、市内公園の維持管理に努めていく。	都市整備課
19		エルフィンパークでの花づくりの展示や園芸教室などの普及・啓発活動を推進する。	(推進事業)	北広島花の会が主催するフラワーコンテストで展示即売を行っている。(市は北広島市花の会へ補助金)	フラワーコンテストについては平成12年よりエルフィンパークにおいて毎年開催されている。今後も継続していく。	平成29年度もエルフィンパークにおいてフラワーコンテストを実施した。	花づくりの展示や園芸教室などの普及・啓発活動を推進するために、今後も継続すべきと考える。	
20		芸術文化ホール敷地内の広場を中心に、市民の憩いや交流の場として、ふさわしい緑地の管理を進める。	(管理業務)	北広島花の会による芸術文化ホール前を花で飾るコンテナ、ハンギングバスケットへの植栽。JR北広島駅改札通路を花で飾る花の駅長さんディスプレイが行われている。(市は北広島市花の会へ補助金)	平成28年度については5月31日に植栽を行った。今後も継続していく。	平成29年度は5月31日に植栽した。	北広島市の玄関口を花で彩るためにも、今後も継続すべきと考える。	
21		駅から東側の眺望景観の要素をなしている、道道江別恵庭線沿道東側の斜面樹林地の保全を検討する。	(管理業務)	道道江別恵庭線沿道東側の斜面樹林地の維持管理を行う。	市有地(稲穂公園)について毎年草刈等の維持管理を行っている。今後も維持管理を継続していく。	市有地(稲穂公園)については、毎年草刈等の維持管理を行い、斜面の樹林地は保全に努めた。	今後も維持管理を継続していく。斜面の樹林地については、今後も保全を行っていく。	
22		良好な住環境に資する既存都市緑地や、鉄道敷地の緩衝的な役割を果たす緑地を引き続き保全する。	(管理業務)	既存の都市緑地や鉄道敷地の緩衝的な役割を果たす緑地の維持管理を行う。	これまで市有地として草刈等の維持管理を行っている。今後も維持管理を継続していく。	緑地保全のため草刈りをはじめ、高木樹の剪定・間伐についても取り組んだ。	今後も樹木を含めた維持管理が必要となる。	
23		駅へのアクセス空間となる北進通のプラタナス並木や駅前通の植栽については、景観に配慮した管理を進める。	(管理業務)	北進通のプラタナス並木については、剪定などによる維持管理を実施する。	現在、プラタナス並木については、3年に一度の剪定が実施されており、今後も継続を予定している。	プラタナス並木については、3年に一度剪定を実施しており、平成29年度は実施していない。	プラタナスの大型化により、剪定などによる維持管理費の増加が見込まれる。	
24		関連施策 5-5 四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にするための施策(景観構成系統)						
	街路樹は、まちの顔・通りの顔となる景観の重要な要素であり、四季の変化を演出するものであることから、統一された美しさとなるよう、定期的な剪定の実施など適正な管理に努める。	(管理業務)	街路樹の剪定については、市内を巡回し必要箇所を確認しながら維持管理を行う。	今後も必要箇所を確認しながら適正な維持管理を行っていく。	市内を巡回し、剪定等の必要な箇所を確認し、適正に維持管理を行った。	今後も必要箇所を確認しながら適正な維持管理を行っていく。		

No.	基本方針	施策内容	事業名	事業内容	これまでの取り組み	平成29年度の取り組み	評価・課題・今後の方向性	担当課
重点プロジェクト (7)旧島松駅通所周辺地区緑づくりプロジェクト								
25	北海道の開拓の歴史を伝える貴重な史跡を持つ地区として、周辺の施設整備をします。 計画書p.54	道内に現存する駅通所で最古の建物である旧島松駅通所の周辺の施設の整備を行う。	旧島松駅通所周辺整備事業	旧島松駅通所の周辺の施設の整備を行う。	平成29年度に史跡旧島松駅通所の保存及び活用に関する基本方針を策定。	史跡旧島松駅通所の保存及び活用に関する基本方針を概ね取りまとめ、平成30年度に方針を決定することとした。	平成30年度から策定を始めた「旧島松駅通所保存活用計画」の中で、その方向性について検討していく。	エコミュージアムセンター・企画課
26		島松駅通所周辺の整備にあわせ島松川や仁井別川は、親水空間の整備や自然環境に配慮した整備を検討する。	旧島松駅通所周辺整備事業	旧島松駅通所周辺の整備にあわせ島松川や仁井別川は、人が水に親しめるように親水空間の整備や自然環境に配慮した整備を行う。	北海道札幌建設管理部と協議し、親水空間及び自然に配慮した整備方法について、平成29年度に策定する保存・活用基本計画のなかで検討する。今後の周辺の整備にあたっては、まちづくり担当参事とエコミュージアムセンターで調整を行う。	親水空間整備については、事実上、河川改修が旧島松駅通所周辺で行われるタイミングで河川管理者側と協議することとなることから、現時点では協議は行っていないが、整備に向けた調整に努めていく。	今後、河川側の市有地の活用に関して周辺整備の中で検討を進め、河川改修が旧島松駅通所周辺で行われるタイミングで河川管理者側と市とで調整する。	
27		国道36号を通過する人々が駅通所に立ち寄りやすくなるように、案内板、サインの設置とアクセス道路沿いの景観の保全、創出などの方策を検討する。	(整備事業)	国道36号を通過する人々が駅通所に立ち寄りやすくなるように案内板等を設置するとともに、景観の保全、創出などを図る。	国道36号からの誘導サイン等は複数設けられている。アクセス道路沿いの景観保全と創出は平成29年度に策定する保存・活用基本方針の中で検討する。	基本方針の中で、「案内表示や案内図によるアクセスの改善方法を検討することとしたが、具体的な景観保全等の方針については今後の検討となる。	案内板等の設置、景観の保全、創出などについては、「旧島松駅通所保存活用計画」の中で、その方向性について検討していく。	
28		秋の紅葉など美しい景観を演出する駅通所の後背の樹林地や、その周辺に広がる島松環境緑地保護地区の樹林地を引き続き保全する。	(管理業務)	駅通所の後背の樹林地や、その周辺に広がる島松環境緑地保護地区の樹林地を保全する。	市有地である駅通所の後背の樹林地は市有地として維持し、その周辺に広がる島松環境緑地保護地区の樹林地については道条例に基づき、引き続き保全していく。	市有地である駅通所の後背の樹林地は市有地として維持し、その周辺に広がる島松環境緑地保護地区の樹林地については道条例に基づき、引き続き保全していく。	市有の樹林地および環境緑地保護地区の樹林地については引き続き保全していく。	
重点プロジェクト (8)大曲地区の緑づくりプロジェクト								
29	公園整備や公共施設緑地の確保を図るとともに、市街地周辺の樹林地について保全と活用を検討します。 計画書p.56	平成17年度に「北広島市ふれあい学習センター」と周辺緑地の整備を行った。今後は、市民の憩いの場として周辺緑地の管理を行う。	(管理業務)	「北広島市ふれあい学習センター(夢プラザ)」の周辺緑地の管理を行う。	現在、周辺緑地については管理されていない状況(緑地等の位置づけになっていない)。(未実施)	現在、周辺緑地については管理されていない状況(緑地等の位置づけになっていない)。(未実施)	現在、周辺緑地については管理されていない状況である。	都市整備課
30		街区公園については、地区内のバランスを考慮し適正に配置するよう検討する(概ね250m)。	街区公園整備事業	身近に利用できる憩いや休息の場を確保するため、街区公園の整備を行う。	さいわい公園が平成23年12月15日に開設されて以降の街区公園の施設整備は行われていない。現在のところ今後の整備計画については未定。(休止)	休止中	現状、街区公園の確保がなされているため、休止中である。既存の公園の整備改修に努めていく。	
31		道央自動車道沿いの遮断緑地は、良好な住環境維持に大切な緑地であることから、引き続き保全する。	(管理業務)	道央自動車道沿いの遮断緑地は、良好な住環境維持に大切な緑地であることから、維持管理を行う。	市有地である道央自動車道沿いの遮断緑地は、毎年草刈等の維持管理を行っている。今後も維持管理を継続して行く。	草刈等の維持管理を行っている。	今後も維持管理を継続していく。	
32		大曲東小学校うらの森については、所有者の理解と協力を得ながら緑地保全地区の指定などにより保全に努める。	(管理業務)	平成14年に所有者から承諾を得た大曲東小学校うらの森の利用を図る。	平成20年に大曲東小学校長に利用状況を確認した際、スズメバチが発生して以来、危険なため、うらの森での体験学習は行われていないとの回答。(休止)	休止中	休止中	

< 第5章 緑地の保全及び緑化推進のための施策 >

No.	基本方針	施策内容	事業名	事業内容	これまでの取組み	平成29年度の取組み	評価・課題・今後の方向性	担当課
5-2 豊かな森林を将来の世代に引き継ぐための施策(環境保全系統)								
33	(2)野生生物のすみかや移動経路となる樹林地や河川のネットワーク形成 計画書p.33	河川については、多自然型工法を採用するなど自然環境や野生生物の生息に配慮した改修に努める。	(整備事業)	河川の氾濫を防止し河川沿いの住民及び家屋、農地等の財産を守るとともに、自然環境や野生生物の生息に配慮し改修する。	平成15年度に中の沢川改修工事が終了し、平成16年以降は休止状態。今後の河川改修工事については未定。(休止)	今後については未定である。(休止)	費用対効果が見込まれないことから、平成16年度以降の事業を中止している。	都市整備課
5-3 市民がいいきと交流し、憩える緑をつくるための施策(レクリエーション系統)								
34	(1)市民の交流を促すレクリエーション拠点の充実 計画書p.35	東の里遊水地を利活用する。	治水対策促進事業	北海道開発局により、平成23年10月24日に遊水地本体工事着工(面積 約150ha、貯水容量 約620万㎡)、平成31年度に完了予定。	遊水地本体工事は平成28年度末までに掘削8割、盛土6割が完了し、市としては平成29年度末までに具体的な利活用計画の策定を進めている。	遊水地本体工事は平成29年度末までに約9割が完了。平成30年3月に今後の利活用施設整備を行う上での指針となる利活用計画を策定。	遊水地での利活用施設の整備の取組みを進める。	庶務課
35	(2)日常生活に根ざした公園や緑地の整備 (3)誰もが利用しやすい施設の更新・充実 計画書p.36	公園や緑地などについては、計画段階から地域住民の意見を聴き、ニーズにこたえた施設整備に努める。また、新設や再整備される公園や緑地については、自然素材やバリアフリーに配慮するなど、公園施設長寿命化計画に基づき、安全・安心に利用できる憩いの場の提供に努める。	公園施設長寿命化対策支援事業	公園施設の新設・改修にあたっては、公園周辺の地域の方々や意見交換を行い、遊具等を決定するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、整備を行う。	平成22年度から地域の方々や意見交換を実施し、平成28年度までに46箇所について意見交換会を開催。今後も施設整備にあたっては意見交換会を継続していく。	とんぼ公園外6公園の遊戯施設等の改修を地域の方々や意見交換を行い実施。また広島公園外1公園の便所のバリアフリー化を行った。	今後も意見交換会を継続して開催し公園施設長寿命化計画に基づき整備を行う。	都市整備課
36	(4)自然とふれあえる緑空間の活用 計画書p.37	輪厚川については、平成16年度に親水空間として整備を行いました。今後も、河川敷の草刈などを市民と協働で進め親まれる憩いの場を提供する。	輪厚川親水事業	輪厚川流域に近接する自治会や団体等で構成する「輪厚川と親しむ会」により草刈や清掃活動、また市民を対象に「やまべ」釣り体験事業を行っている。(市は「輪厚川と親しむ会」へ交付金)	毎年、草刈をA=8,550㎡×3回、花壇整備8箇所 花苗2,000株植栽及び除草等の実施。今後も継続していく。	平成29年度は、河川敷の維持管理や、釣り体験を実施した。	市内唯一の親水空間である区間での事業であることから、今後も継続すべきと考える。	
5-4 安全・安心の緑をまもり、つくり、育てるための施策(防災系統)								
37	(3)避難所、避難路の役割を果たす緑地の充実 計画書p.38	幹線道路の街路樹や緑道などの歩行者・自転車道路の樹木については、ボリュームアップや樹種の選定など防災面に配慮した緑化に努める。	街路樹補植事業	樹種の選定など防災面に配慮しながら空いている植樹機に補植を実施する。	平成28年度までに植樹目標本数710本に対し、250本の植樹を行った。(約35%)今後も継続していく。	平成29年度までに植樹目標本数710本に対し、265本の植樹を行った。(約37%)今後も継続していく。	更なる進捗率の向上には、事業費の増額が必要である。	土木事務所
5-5 四季を彩る緑、ふる里の魅力を高める緑を大事にするための施策(景観構成系統)								
38		事業所の敷地については、民間施設における緑化の基準及び協議に関する要綱に基づいて緑化を推進する。	(推進事業)	開発者との緑化協議を通じ、事業所の敷地における緑化を推進する。	開発者との緑化協議 平成28年度(建築物10件、土地形質の変更2件) 今後も緑化協議を通じ緑化推進に努める。	平成29年度は、17件の緑化協議があった。	緑豊かな環境を保持し続けるために、今後も継続すべきと考える。	都市整備課
39	(3)人々に緑の豊かさを感じさせる幹線道路、JR沿線の緑の保全・創出 計画書p.40	他市との境界にある河川沿いの緑について、特に大曲川などでは、札幌市側の都市緑地の環境と調和するような保全に努める。	(管理業務)	河川について維持業務を行う。	現在、必要に応じて河川の維持管理のみを行っている。緑化については行っていない。	現在、必要に応じて河川の維持管理のみを行っている。緑化については行っていない。	本施策の担当課が土木事務所となっているが、維持業務以外は事業を実施しておらず予算計上もされていない。(過去にも同様の回答している。)大曲川については河川整備されておらず個人所有地が河道となっている区間があるなどの自然河川であり、景観保全よりも治水機能の維持が優先される状態である。	土木事務所
40		JR沿線の上野幌駅から北広島駅間の樹林地や中の沢の道道栗山北広島線沿いの樹林地については、条例などによる地域指定を検討しながら保全に努める。	(管理業務)	条例などによる地域指定を検討しながら保全する。	特に取組みは行っていない。	特に取組みは行っていない。	地域指定については、土地所有者の同意が必要であることから、総合的判断が求められる。	都市計画課
41	(4)丘陵・傾斜樹林地などの保全 計画書p.41	四季折々の自然・田園環境が楽しめる中の沢地区や竹山周辺などについては、眺望に配慮し、条例による地域指定などにより保全に努める。	(管理業務)	眺望点から見える緑豊かな景観について、条例による地域指定などにより保全に努める。	特に取組みは行っていない。	特に取組みは行っていない。	地域指定については、土地所有者の同意が必要であることから、総合的判断が求められる。	都市計画課
5-6 参加・連携で緑づくりを進めるための施策(制度・体制)								
42	(1)緑化や花づくりなど緑のパートナーシップづくり 計画書p.42	緑に関する情報を収集し、市民の緑に関する知識の普及、緑化活動への参加、支援やアドバイスなど気軽に市民が緑に接することができる仕組みづくりの一つとして、緑化センター機能について市民とともに検討する。	(整備事業)	「緑化センター」の整備については施設などの具体的な検討は今後進めることとなるが、現在は「富ヶ岡の森」の既設管理棟を中心に「緑の活動拠点」として森林ボランティア等が中心となり活動が行われている。	「富ヶ岡の森」については、森林ボランティア等が中心となり活動を行っているが、緑化センターの整備についての検討は進められていない。	「富ヶ岡の森」を都市公園化する計画を進めていることから、緑化センターの整備についての検討は進められていない。	「富ヶ岡の森」では既設の管理棟を活用して森林ボランティア等による活動が行われていることから、「緑の活動拠点」としての利用を推進する。	都市整備課
43	(2)保全すべき緑地の担保性の向上 計画書p.43	林地開発等で樹木を伐採する場合は、事業者が現状回復を履行させるよう関係機関に要請する。また、緑を保全する制度の拡充を本市で検討したり、国や道に要請する。	(指導業務)	現在、林地開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における現状回復等の事後措置が適切に行われるよう農政課で指導している。	森林を一時的に他の土地利用に供するケースは無かった。	森林を一時的に他の土地利用に供するケースは無かった。	今後も現状回復等の事後措置が適切に行われるよう関係機関への要請及び指導を行っていく。	農政課